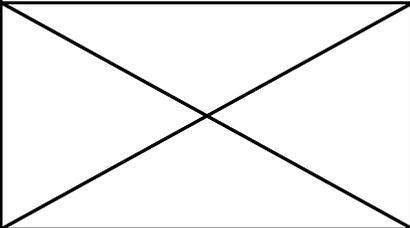
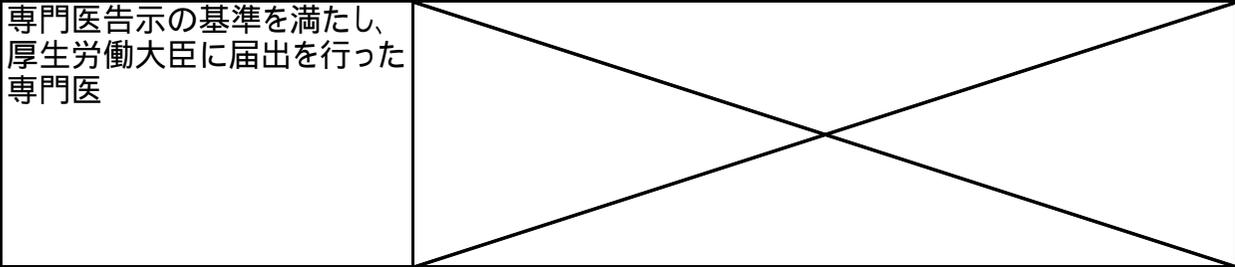
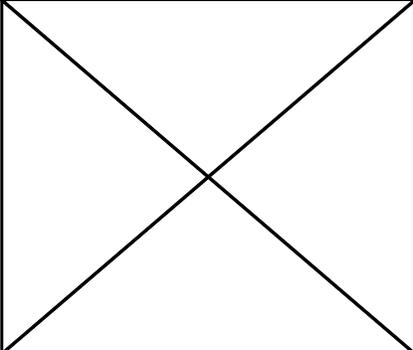


## 広告の制限について

	法令等において用語が規定されている等、その事項の概念、範囲が明確にされているか否か	法令の施行の円滑化に資するために表示する必要があるもの、又は国の施策として推進されている事項に関するものであるか否か	これまでの検討会での意見
狂犬病の予防注射の実施*	<b>狂犬病予防法</b> (昭和25年法律第247号) 第5条 犬の所有者は、その犬について、厚生労働省令で定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。		いずれの診療施設でも実施可能であり、広告することにより問題は生じないのではないか。
去勢手術、不妊手術の実施*	<b>動物の愛護及び管理に関する法律</b> (昭和48年法律第105号) (犬及びねこの繁殖制限)第20条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、 <b>生殖を不能にする手術</b> その他の措置をするように努めなければならない。 <b>家庭動物等の飼養及び保管に関する基準</b> (平成14年環境省告示第37号) 第4 共通基準 5 繁殖制限 所有者は、(中略)原則としてその家庭動物等について <b>去勢手術、不妊手術</b> 、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。		価格について広告可能となれば社会的混乱が起こる可能性があるのではないか。
犬系状虫の予防*	法令に規定はないが、薬事法において承認された医薬品の効能・効果となっている。	<b>動物の愛護及び管理に関する法律</b> (動物の所有者又は占有者の責務等) 第5条 (略)動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、(略)。 <b>家庭動物等の飼養及び保管に関する基準</b> 第4 共通基準 2 健康及び安全の保全 二 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに(略)。	

\* 獣医師でなければ業とすることができない診療行為

医療法(厚生労働省告示)		広告しても差し支えないものについての獣医事審議会の考え方				
告示内容	考え方(厚生労働省HPより)	法令等において用語が規定されている等、その事項の概念、範囲が明確にされているか否か	法令の施行の円滑化に資するために表示する必要があるもの、又は国の施策として推進されている事項に関するものであるか否か	これまでの検討会での意見		
7	臨床研修指定病院、歯科医師臨床研修指定病院又は歯科医師臨床研修指定診療所である旨			獣医師法(昭和24年法律第186号)第16条の2「診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設である飼育動物の診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において、臨床研修を行うように努めるものとする。」	特に意見なし。	
26	別に厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師及び歯科医師の専門性に関する認定を受けた旨			獣医領域でも専門医の認定を行っている学術団体もあるが、統一的な組織で認定が行われるなど、ある程度制度が確立した後に広告可能とすべきである。		
27	実施している治療の方法(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成六年厚生省告示第七十二号)に規定するものに限る。)	不当に患者を誘引するのを避けるため、疾病等が完全に治療される旨等その効果を推測的に述べることは認められないこと。	獣医療においては、治療の方法などは法令等で定められたものがない。獣医療では「健康保険法」のような規定がない。			実施している治療内容の信頼性をどのように確保するか。

医療法(厚生労働省告示)		広告しても差し支えないものについての獣医事審議会の考え方		
告示内容	考え方(厚生労働省HPより)	法令等において用語が規定されている等、その事項の概念、範囲が明確にされているか否か	法令の施行の円滑化に資するために表示する必要があるもの、又は国の施策として推進されている事項に関するものであるか否か	これまでの検討会での意見
28	当該医療機関で行われた手術の件数(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に規定するものに限る。)	手術件数に係る期間を暦月単位で併記すること。また、広告された内容(手術件数)の正否が容易に検証できるように、インターネットホームページ、年報等広く国民に周知できる方法により公表されていること。	<b>獣医療法施行規則</b> 第2条第1項第5号「手術を行う施設は、」として、手術を行う施設の基準が定められている。 獣医療では「健康保険法」のような規定がない。	広告された手術件数を確認する方法があるか。
(37)	保健指導又は健康相談の実施) * 獣医療法上現状でも広告可能な事項	症状、疾患名、治療行為等や、医学的・社会的に評価が定まっていけないものは広告できない。「保健指導」とは、主として予防的なものであって、医師が診断・治療を目的とした通常の診療とは別に、その有する医学的知識を用いて相談者に対し、健康の保持増進のために日常生活上の指導を行うこと。		現在でも広告は可能。
38	健康診査の実施	医師等が診断・治療を目的とした通常の診療とは別に、その有する医学的知識を用いて健康診査を行うことを言う。実施する健康診査の種類、対象者や部位の付記も可能(乳幼児健診、胃がん検診)。医学的・社会的に評価が定まっていけないものは、広告できない(遺伝子検査)。		いずれの診療施設でも実施は可能であり、問題はないのではないか。 飼育動物の健康診査がどのような内容であるか、明確でない。

医療法(厚生労働省告示)		広告しても差し支えないものについての獣医事審議会の考え方		
告示内容	考え方(厚生労働省HPより)	法令等において用語が規定されている等、その事項の概念、範囲が明確にされているか否か	法令の施行の円滑化に資するために表示する必要があるもの、又は国の施策として推進されている事項に関するものであるか否か	これまでの検討会での意見
39 予防接種の実施	予防接種法において規定されているもの及び薬事法において承認されているワクチンを使用した予防接種についてのみ広告できる。	<b>狂犬病予防法</b> 第5条 犬の所有者は、その犬について、厚生労働省令で定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。 <b>家畜伝染病予防法</b> (昭和26年法律第166号) 第50条(動物用生物学的製剤の使用の制限) <b>予防接種法</b> (昭和23年法律第68号) 第2条 この法律において「予防接種」とは、疾病に対して免疫の効果をさせるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することをいう。	<b>家庭動物等の飼養及び保管に関する基準</b> 第4 共通基準 2 健康及び安全の保全 二 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに(略)。	いずれの診療施設でも実施可能であり、広告することにより問題は生じないのではないか。 価格について広告可能となれば社会的混乱が起こる可能性があるのではないか。
45 医師又は歯科医師の略歴	常時診療に従事する医師又は歯科医師のみ広告できる。社会的な評価を受けている客観的な事実であってその正否について容易に確認できるかどうかを広告できるかどうかの判断の目安となる(事項の例:生年月日、出身校、学位、医籍登録年月日、勤務した医療機関(診療科、期間を含む。))。専門医、認定医資格の取得等は広告できない。			(獣医療法では経歴の広告を規制しており、相反している。)

医療法(厚生労働省告示)		広告しても差し支えないものについての獣医事審議会の考え方		これまでの検討会での意見
告示内容	考え方(厚生労働省HPより)	法令等において用語が規定されている等、その事項の概念、範囲が明確にされているか否か	法令の施行の円滑化に資するために表示する必要があるもの、又は国の施策として推進されている事項に関するものであるか否か	
55 共同利用をすることができる医療機器に関する事項	他の医療機関の医療機器を共同利用していることを広告できる(利用できる医療機器名及び当該医療機器名の明示が必要)。他の医療機関に自院の医療機器を利用させていることを広告できる(地域医療支援病院、開放型病院のみ広告できる。利用できる当該医療機器名の明示が必要)。	<b>獣医療法施行規則</b> 第1条 診療施設の開設の届出事項として、エックス線装置を備えた場合には、その旨機器やエックス線診療室の構造が定められている。		医療機器の所有について、どのように確認をするか。